

## 健全化判断比率等の状況

### 健全化判断比率

|         | 実質赤字比率        | 連結実質赤字比率       | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|---------------|----------------|---------|--------|
| 広陵町の数値  | -<br>( 5.80%) | -<br>( 28.46%) | 21.4%   | 173.8% |
| 早期健全化基準 | 14.11%        | 19.11%         | 25.0%   | 350.0% |
| 財政再生基準  | 20.00%        | 35.00%         | 35.0%   |        |

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字のため、( )内に参考として黒字の比率を で表している。

早期健全化基準とは

自主的な改善努力による財政健全化が必要な水準。

基準を超えた場合 財政健全化計画の策定・外部監査の義務付け・総務大臣による必要な勧告等

財政再生基準とは

国等の関与による確実な再生が必要な水準

基準を超えた場合 財政再生計画の策定・外部監査の義務付け・起債の制限・総務大臣による予算変更の勧告等

### 公営企業の資金不足比率

|         | 資金不足比率         |
|---------|----------------|
| 広陵町の数値  | -<br>( 239.1%) |
| 経営健全化基準 | 20%            |

資金不足がないため、( )内に資金剰余の比率を で表している。

経営健全化基準とは

自主的な改善努力による経営健全化が必要な水準。

基準を超えた場合 経営健全化計画の策定・外部監査の義務付け・総務大臣による必要な勧告等

## 財政健全化比率等の算定内訳

### 実質赤字比率

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 実質赤字比率   | = | $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$  |
| ・        |   | 一般会計等の実質赤字額 : 395,369 千円の黒字のため該当なし<br>一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額  |
| ・        |   | 標準財政規模 : 6,808,254 千円<br>地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標<br>標準税収入額(普通交付税算定に用いる町税、交付金等) + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額 |
| 連結実質赤字比率 | = | $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$  |
| ・        |   | 連結実質赤字額 : 1,938,219 千円の黒字のため該当なし<br>イとロの合計額が八と二の合計額を超える場合の当該超える額  |
| イ        |   | 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額   |
| ロ        |   | 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額  |
| 八        |   | 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額  |
| 二        |   | 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額  |

### 実質公債費比率

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 実質公債費比率 | = | $\frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$ |
| (3か年平均) |   |  |
| ・       |   | 元利償還金(公債費充当一般財源) : 1,612,850 千円  |
| ・       |   | 準元利償還金 : 835,163 千円<br>イからホまでの合計額  |
| イ       |   | 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額 : 6,667 千円  |
| ロ       |   | 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの : 362,776 千円   |
| 八       |   | 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの : 194,558 千円   |
| 二       |   | 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの : 271,163 千円  |
| ホ       |   | 一時借入金の利子 : 0 千円  |
| ・       |   | 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 : 1,281,719 千円  |
|         |   | 21.7%    21.4%    21.1%  |

## 将来負担比率

|  |
|--|
| $\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>将来負担額（次のイからチまでの合計額）： 25,349,724 千円</li> <li>イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 : 15,242,044 千円</li> <li>ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費等に係るもの） : 1,373,245 千円</li> <li>ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額 : 5,238,709 千円</li> <li>ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 : 1,604,408 千円</li> <li>ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額 : 1,871,399 千円</li> <li>ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 : 19,919 千円</li> <li>ト 連結実質赤字額</li> <li>チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>充当可能基金額（イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第 241 条の基金） : 1,265,498 千円</li> <li>地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 : 14,477,920 千円</li> </ul>   |

## 資金不足比率の状況

|  |
|--|
| $\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>資金の不足額 : 水道事業 1,886,594 千円の資金保有<br/>下水道事業 過不足なし</li> <li>資金の不足額（法適用企業） = （流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産） - 解消可能資金不足額</li> <li>資金の不足額（法非適用企業） = （繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高） - 解消可能資金不足額</li> </ul> <p>解消可能資金不足額 : 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の規模 : 水道事業 789,113 千円</li> <li>下水道事業 342,953 千円</li> </ul> <p>事業の規模（法適用企業） = 営業収益の額 - 受託工事収益の額<br/>事業の規模（法非適用企業） = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額</p> |

